令和8年10月5日総務文教常任委員会
資料No.１　参考資料1

恵庭市地域防災計画　一般災害対策編　新旧対照表

頁	現行	改正(案)	修正理由等
	第３章　防災体制 (略) 第２節　恵庭市災害対策本部 (略)	第３章　防災体制 (略) 第２節　恵庭市災害対策本部 (略)	
3-4	２　本部の設置基準等 (1)　本部の設置基準等 本部の設置は、基本法第23条の2の規定により、災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、次の基準の一に該当し、市長が必要と認めるときに設置する。 ア　本市に影響がある暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水等の気象警報が発表され、大規模な災害・事故が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。 (略) ３　本部の運営 (略)	２　本部の設置基準等 (1)　本部の設置基準等 本部の設置は、基本法第23条の2の規定により、災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、次の基準の一に該当し、市長が必要と認めるときに設置する。 ア　本市に影響がある暴風、暴風雪、大雨、大雪、土砂災害、河川氾濫等の気象警報が発表され、大規模な災害・事故が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。 (略) ３　本部の運営 (略)	防災気象情報の改定に伴う修正 【気象庁】 【恵庭市】

恵庭市地域防災計画　一般災害対策編　新旧対照表

<table>
<tr>
<td>3-6</td>
<td>(3)　本部の配備体制

ア　本部の配備基準

<table>
<tr><th>種別</th><th>配備時期</th><th>配備内容</th></tr>
<tr><td>第1配備</td><td>1　暴風(雪)、大雨、洪水等の警報が発令され、災害の発生が予想されるとき

2　その他本部長が特に必要と認めたとき</td><td>1　災害の発生に備え、情報収集、関係機関との連絡調整等応急活動のための諸準備を開始する

2　状況の推移により速やかに第２配備に移行できる体制とする
・総務対策部(本部班、庶務班)
・支援対策部(広報班)
・経済対策部(経済対策班)
・保健福祉対策部(救護班)
・生活環境対策部(環境対策班)
・水道対策部(給水班、下水道班)
・建設対策部(道路河川班、施設班)
・避難教育対策部(避難対策班、教育対策班)
・消防部隊本部(総務班、第一中隊)</td></tr>
</table>
</td>
<td>(3)　本部の配備体制

ア　本部の配備基準

※削除</td>
<td>防災気象情報の改定に伴う修正
【気象庁】
【恵庭市】</td>
</tr>
</table>

第２配備	１　暴風(雪)、大雨、洪水等の警報が発令され、災害の発生が予想され、又は発生したとき ２　その他本部長が特に必要と認めたとき	１　災害の発生とともに関係各班所要の人員をもって直ちに災害応急活動が開始できる体制とする ２　状況の推移により速やかに第３配備に移行できる体制とする
第３配備	数地区にわたり相当規模の災害の発生が予想され、又は発生したとき	災害の状況により災害対策本部の配備要員全員をもってそれぞれの災害応急活動ができる体制とする

（略）

種別	配備時期	配　備　内　容
第１配備	１　レベル４大雨、レベル４土砂災害、レベル４氾濫危険警報が発表されたとき、又は発表見込みとなったとき ２　暴風(雪)等の警報が発表され、災害の発生が予想され、又は発生したとき ３　避難所を開設したとき ４　その他本部長が特に必要と認めたとき	１　災害の発生とともに関係各班所要の人員をもって直ちに災害応急活動が開始できる体制とする ２　状況の推移により速やかに第３配備に移行できる体制とする

		第2配備	1　レベル４大雨、レベル４土砂災害、レベル４氾濫危険警報が発表され、レベル５大雨、レベル５土砂災害、レベル５氾濫特別警報に移行する恐れがあるとき 2　暴風（雪）等の警報・特別警報が発表され、数地区にわたり相当規模の災害の発生が予想され、又は発生したとき 3　その他本部長が特に必要とみとめたとき	災害の状況により災害対策本部の配備要員全員をもってそれぞれの災害応急活動ができる体制とする	
			（略）		
3-7	4　災害警戒本部 (1)　災害警戒本部の組織 災害警戒本部の組織については、本章第２節「恵庭市災害対策本		4　災害警戒本部 (1)　災害警戒本部の組織 災害警戒本部は、本部長、副本部長、本部長付、総務対策部長、		運用方法の整理に伴う修正【恵庭市】

	部」を準用するものとする。 （略） (2)　災害警戒本部の設置基準 ア　暴風（雪）、大雨、洪水等の警報が発表され、災害の発生に備え、情報収集、関係機関との連絡調整等応急活動のための諸準備を行う必要があるとき。 イ　強風、風雪、大雨又は大雪等の注意報等が発表され、気象の推移により警報の発表が予想され災害対策の諸準備を必要とするとき。 ウ　本部設置前又は本部閉鎖後において、なお災害対策を必要とするとき。 (3)　災害警戒本部員会議の招集 市長は、災害警戒本部を設置したときは、災害警戒本部員会議を招集し、災害対策を実施することができる。 ア　構成員 災害警戒本部員の構成員は、本章第２節「恵庭市災害対策本部」第１項に準用するものとする。 イ　災害警戒本部員会議において協議すべき事項は、次のとおりとする。 (ｱ) 職員の警戒体制に関すること。	総務対策部副部長、総務対策部本部班をもって構成する。 （略） (2)　災害警戒本部の設置基準 ア　レベル３大雨、レベル３土砂災害、レベル３氾濫等の警報が発表され、警戒レベル４以上に移行する恐れがあり、災害の発生に備え、情報収集、関係機関との連絡調整等応急活動のための諸準備を行う必要があるとき。 イ　暴風（雪）等の警報が発表され、災害の発生が予想されるとき ウ　強風、風雪、大雨又は大雪等の注意報等が発表され、気象の推移により警報の発表が予想され災害対策の諸準備を必要とするとき。 エ　避難所開設の判断が必要となったとき。 オ　本部設置前又は本部閉鎖後において、なお災害対策を必要とするとき。 (3)　災害警戒本部の運営 ア　構成員 災害警戒本部の構成員は、本部長、副本部長、本部長付、総務対策部長、総務対策部副部長、総務対策部本部班とする。 イ　災害警戒本部において協議すべき事項は、次のとおりとする。 (ｱ) 職員の警戒体制に関すること。	防災気象情報の改定に伴う修正 【気象庁】 【恵庭市】

	(ｲ)情報の収集・伝達及び発信に関すること。 (ｳ)関係機関との連絡調整に関すること。 (ｴ)警戒地域のパトロール・市民周知に関すること。 (ｵ)局地的に比較的軽微な災害対応に関すること。 (ｶ)住民の避難準備に関すること。 (ｷ)その他必要な災害対策に関すること。	(ｲ)情報の収集・伝達及び発信に関すること。 (ｳ)関係機関との連絡調整に関すること。 (ｴ)警戒地域のパトロール・市民周知に関すること。 (ｵ)局地的に比較的軽微な災害対応に関すること。 (ｶ)住民の避難準備に関すること。 (ｷ)避難所の開設の判断に関すること。 (ｸ)その他必要な災害対策に関すること。	
3-8	第３節　防災情報等の通信体制 (略) １　防災気象情報の概要 自然災害を予防するためには、防災気象情報を的確に把握する必要があるが、気象、地象の観測及びそれに基づく予報・警報等の発表は、気象庁(恵庭市の場合は、札幌管区気象台)が所管している。各種防災気象情報は、気象業務法(昭和 27 年 6 月 2 日法律第 165 号)及び水防法(昭和 24 年 6 月 4 日法律第 193 号)、消防法(昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号)により、関係機関に通知され、また、報道機関を通じて一般市民にも周知されることとなっているが、恵庭市に関する防災気象情報の概要は次のとおりである。 (1)　特別警報・警報・注意報	第３節　防災情報等の通信体制 (略) １　防災気象情報の概要 自然災害を予防するためには、防災気象情報を的確に把握する必要があるが、気象、地象の観測及びそれに基づく予報・警報等の発表は、気象庁(恵庭市の場合は、札幌管区気象台)が所管している。各種防災気象情報は、気象業務法(昭和 27 年 6 月 2 日法律第 165 号)及び水防法(昭和 24 年 6 月 4 日法律第 193 号)、消防法(昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号)により、関係機関に通知され、また、報道機関を通じて一般市民にも周知されることとなっているが、恵庭市に関する防災気象情報の概要は次のとおりである。 (1)　特別警報・危険警報・警報・注意報	

恵庭市地域防災計画　一般災害対策編　新旧対照表

	ア　特別警報 大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。気象特別警報には大雨*1、大雪、暴風、暴風雪がある。 イ　警報 大雨や暴風などの気象現象によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表される。気象警報(大雨*2、大雪、暴風、暴風雪)のほか、洪水、浸水、土砂崩れ警報がある。 ウ　注意報 大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表される。気象注意報(大雨、大雪、強風、風雪、濃霧、雷、乾燥、なだれ、着氷、着雪、融雪、霜、低温)のほか、洪水、浸水、土砂崩れ注意報がある。 エ　発表基準 特別警報・警報・注意報は、市町村等ごと*3に発表される。恵庭市の特別警報の発表基準は、表１のとおりで、警報・注意報の発表基準は、表２のとおりである。 *1)大雨特別警報には括弧を付して、大雨特別警報（土砂災	ア　特別警報 予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を警告して行う予報。 イ　危険警報 重大な災害が起こるおそれが大きい危険な状況である旨を警告して行う予報。 ウ　警報 重大な災害が起こるおそれのあるときに警戒を呼びかけて行う予報。 エ　注意報 災害が起こるおそれのあるときに注意を呼びかけて行う予報。 オ　発表基準 特別警報・危険警報・警報・注意報は、市町村等ごと(または河川・地区ごと※1)に発表される。恵庭市の特別警報・危険警報・警報・注意報の発表基準は、表１のとおりである。 *1)テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。恵庭市が属する市町村等	防災気象情報の改定に伴う修正 【気象庁】 【恵庭市】

<table>
<tr>
<td></td>
<td>害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。
*2)大雨警報には括弧を付して、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)として、特に警戒すべき事項が明記される。
*3)テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。恵庭市が属する市町村等をまとめた地域は、「石狩南部」である。</td>
<td>をまとめた地域は、「石狩南部」である。</td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td>3-9</td>
<td>表１
<table>
<tr><th>現象の種類</th><th colspan="2">基準</th></tr>
<tr><td>大雨</td><td colspan="2">台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</td></tr>
<tr><td>暴風</td><td rowspan="3">数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により</td><td>暴風が吹くと予想される場合</td></tr>
<tr><td>高潮</td><td>高潮になると予想される場合</td></tr>
<tr><td>波浪</td><td>高波になると予想される場合</td></tr>
<tr><td>暴風雪</td><td colspan="2">数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</td></tr>
<tr><td>大雪</td><td colspan="2">数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</td></tr>
</table></td>
<td>※削除</td>
<td>防災気象情報の改定に伴う修正
【気象庁】
【恵庭市】</td>
</tr>
</table>

恵庭市地域防災計画　一般災害対策編　新旧対照表

表２

警報・注意報発表基準一覧表

令和７年５月29日現在
発表官署　札幌管区気象台

恵庭市	府県予報区		石狩・空知・後志地方	
	一次細分区域		石狩地方	
	市町村等をまとめた地域		石狩南部	
警報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準	14
		土砂災害	土壌雨量指数基準	132
	洪水		流域雨量指数基準	島松川流域＝22.7,柏木川流域＝13.7,漁川流域＝36.5,茂漁川流域＝5.7
			複合基準*1	－
			指定河川洪水予報による基準	千歳川【裏の沢】
	暴風		平均風速	18m/s
	暴風雪		平均風速	16m/s　雪による視程障害を伴う
	大雪		降雪の深さ	平地　6時間降雪の深さ30cmあるいは12時間降雪の深さ40cm
				山間部　12時間降雪の深さ50cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
注意報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準	9
		土砂災害	土壌雨量指数基準	96
	洪水		流域雨量指数基準	島松川流域＝18.1,柏木川流域＝10.9,漁川流域＝19.3,茂漁川流域＝4.6
			複合基準*1	－
			指定河川洪水予報による基準	千歳川【裏の沢】
	強風		平均風速	13m/s
	風雪		平均風速	11m/s　雪による視程障害を伴う
	大雪		降雪の深さ	平地　12時間降雪の深さ20cm
				山間部　12時間降雪の深さ30cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	雷		落雷等による被害が予想される場合	
	融雪		70mm以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計	
	濃霧		視程	200m
	乾燥		最小湿度30%　実行湿度60%	
	なだれ		①24時間降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上で、日平均気温5℃以上	
	低温		5月～10月：（平均気温）平年より5℃以上低い日が2日以上継続 11月～4月：（最低気温）平年より8℃以上低い	
	霜		最低気温3℃以下	
	着氷			
	着雪		気温0℃ぐらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続	
記録的短時間大雨情報			1時間雨量	100mm

3-10　*1(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

表１

特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準一覧表

令和3年3月26日現在
発表官署　札幌管区気象台

恵庭市	府県予報区	石狩・空知・後志地方	
	一次細分区域	石狩地方	
	市町村等をまとめた地域	石狩南部	
特別警報	レベル5大雨	表面雨量指数基準	別紙１－１のレベル５大雨特別警報の基準値以上となる雨量等が概ね府県程度の広がりをもって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合
		流域雨量指数基準	別紙１－２のレベル５大雨特別警報の基準値以上となる1km格子が概ね20個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合
	レベル5土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数基準	別紙２－１の基準値以上となる1km格子が概ね10個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合
	レベル5高潮	水位（高潮予報区間に係る）又は潮位	
	暴風	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	
	暴風雪	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大雪	降雪量の広がりをもって50年に一度の積雪となり、かつ、その後も断続的に降雪があって１週間以上続くと予想される場合	
	高潮		
危険警報	レベル4大雨	表面雨量指数基準	別紙１－３の分布マップにおいて別紙１－１のレベル４大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合
		流域雨量指数基準	別紙１－４の対象河川の格子において別紙１－２のレベル４大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合
	レベル4土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数基準	別紙２－２のレベル４土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合（おおむね2時間先までに基準値に到達することが予想される場合に発表）
	レベル4高潮	水位（高潮予報区間に係る）又は潮位	
警報	レベル3大雨	表面雨量指数基準	別紙１－１のレベル３大雨警報の基準値に到達することが予想される場合
		流域雨量指数基準	別紙１－２のレベル３大雨警報の基準値に到達することが予想される場合
		複合基準*1	別紙１－２のレベル３大雨警報の基準値に到達することが予想される場合
	レベル3土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数基準	別紙２－２のレベル３土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合（おおむね3～6時間先までに基準値に到達することが予想される場合に発表）
	レベル3高潮	水位（高潮予報区間に係る）又は潮位	
	暴風	平均風速	15m/s
	暴風雪	平均風速	15m/s　雪による視程障害を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地　6時間降雪の深さ30cmあるいは12時間降雪の深さ40cm
			山間部　12時間降雪の深さ50cm
	波浪	有義波高	
注意報	レベル2大雨	表面雨量指数基準	別紙１－１のレベル２大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合
		流域雨量指数基準	別紙１－２のレベル２大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合
		複合基準*1	別紙１－２のレベル２大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合
	レベル2土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数基準	別紙２－３のレベル２土砂災害注意報の基準値に到達することが予想される場合
	レベル2高潮	水位（高潮予報区間に係る）又は潮位	
	強風	平均風速	13m/s
	風雪	平均風速	11m/s　雪による視程障害を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地　12時間降雪の深さ20cm
			山間部　12時間降雪の深さ30cm
	波浪	有義波高	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	70mm以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計	
	濃霧	視程	200m
	乾燥	最小湿度30%　実効湿度60%	
	なだれ	①24時間降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上で、日平均気温5℃以上	
	低温	5月～10月：（平均気温）平年より5℃以上低い日が2日以上継続 11月～4月：（最低気温）平年より8℃以上低い	
	霜	最低気温3℃以下	
	着氷		
	着雪	気温0℃ぐらいで、強度並以下の雪が数時間以上継続	
レベル5相当特別警報・レベル4相当危険警報・レベル3相当警報・レベル2相当注意報の発表対象となる府県予報区のうち、恵庭市に関係する府県予報区名及び基準観測点名		別紙3	

＊　表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表しています。

	警報・注意報発表基準一覧表の解説 (1)本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。 (2)警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。 (3)大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。 (4)表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。 (5)表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報(洪水を除く。)についてはその欄を空白	特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準一覧表の解説 （1）本表は、気象・土砂災害　・高潮・波浪に関する特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。 （2）特別警報・危険警報・警報・注意報の定義は以下のとおりである。特別警報・危険警報・警報・注意報（河川氾濫に関するものを除く。）は、気象要素が本表の指標又は基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。 ア 特別警報：予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を警告して行う予報 イ 危険警報：重大な災害が起こるおそれが大きい危険な状況である旨を警告して行う予報 ウ 警報：重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報 エ 注意報：災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報 （3）大雪、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報及び風雪注意報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報及び濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。	

	で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。 (6)大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報(浸水害)」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害)」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害、浸水害)」として発表するため、大雨警報の欄中、(浸水害)は「大雨警報(浸水害)」、(土砂災害)は「大雨警報(土砂災害)」の基準をそれぞれ示している。 (7)地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。 (8)大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内にお	(4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。 (5) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない特別警報・危険警報・警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による害 が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない特別警報・危険警報・警報・注意報についてはその欄を空白で、それぞれ示している。 (6) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない危険警報・警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の危険警報・警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。 (7) 大雨に関する特別警報・危険警報・警報・注意報の表面雨量指数の基準値は市町村等の域内において単一の値をとり（別紙１－１）、流域雨量指数の基準値は河川ごとに1km 四方の格子毎に設定している（別紙１－２）。ただし、レベル４大雨危険警報の表面雨量指数基準における対象格子は別紙１－３を、流域雨量指数	

	いて単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。 (9)大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1km 四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1km 四方毎の基準値については、別添資料(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_shisu.html)を参照のこと。 (10)洪水の欄中、「○○川流域=10.5」は、「○○川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。 (11)洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_kouzui.html)を参照のこと。 (12)洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の(表面雨量指数，流域雨量指数)の組み合わせによる基準値	基準における対象河川の格子は別紙１－４を参照のこと。レベル３大雨警報・レベル２大雨注意報の複合基準は、表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせによる基準値を示している（別紙１－２）。 （8）土砂災害に関する特別警報・危険警報・注意報の60分雨量及び土壌雨量指数の組み合わせの基準値は・1km・四方の格子毎に設定している（別紙２－１～２－３）。 （9）河川氾濫に関する特別警報・危険警報・警報・注意報は、河川予報区単位で発表する。河川氾濫に関する特別警報・危険警報・警報・注意報の発表対象となる河川予報区のうち、当該市町村に関係する河川予報区名及び基準観測所名を別紙３に示している。 （10）高潮に関する特別警報・危険警報の基準値に用いる潮位又は水位(※)は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国砂地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。 ※潮位に波の打上げ高を加えた海面の高さ。高潮予報海岸に指定された海岸では、潮位と水位のいずれかの基準値に達すると予想される場合に高い方の警戒レベルの相当情報を発表する。	

	を示している。その他の地点の基準値は別添資料(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_kouzui.html)を参照のこと。 (13)洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川［△△］」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。		
3-11	オ　防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報との関係  ※1)HP 上に公表している国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)では、観測水位等から詳細(左右岸 200m 毎)の現況水位を推	オ　防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報との関係  ※1)　レベル５氾濫特別警報とレベル５氾濫発生情報(高潮の場合はレベル５高潮特別警報とレベル５高潮氾濫発生情報)は一体的に発	防災気象情報の改定に伴う修正 【気象庁】 【恵庭市】

	定し、その地点の堤防等の高さと比較することで警戒レベル２～５相当の危険度を表示。 ※2)水位情報がないような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫のいずれによるものかの区別がつかない場合が多いため、これらをまとめて大雨特別警報(浸水害)の対象としている。 ※3)水位周知海岸において都道府県知事から発表される情報。台風に伴う高潮の潮位上昇は短時間に急激に起こるため、潮位が上昇してから行動していては安全に立退き避難ができないおそれがある。 ※4)高潮警報は、高潮により命に危険が及ぶおそれがあると予想される場合に、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表されるため、また、高潮特別警報は、数十年に一度の強度の台 風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に高潮警報を高潮特別警報として発表するため、両方を警戒レベル４相当情報に位置付けている。 注)本資料では、気象庁が提供する「大雨警報(土砂災害)の危険度分布」と都道府県が提供する「土砂災害危険度情報」をまとめて、「土砂災害の危険度分布」と呼ぶ。	表される。 ※2) その他河川については、流域面積が小さく、降雨により急激に水位が上昇する場合が多いため、レベル 3 大雨警報などの「大雨に関する警報」等をもとに避難情報を発令することが基本となるが、水位情報等を取得できる場合はそれらをもとにした発令も検討する。 ※3) 水路・下水道等については、従前どおり、事前の検討の結果、当該浸水が居住者等に命の危険を及ぼさないと考えられる場合には、基本的には避難情報の発令対象としない。なお、避難情報の発令の対象とする場合は、「大雨に関する警報」等を参考に発令基準を設定することが考えられる。 ※4) 水防計画に基づきレベル５氾濫発生情報等が発表されるその他河川・下水道については、レベル５緊急安全確保の参考にする。	

3-12

(2)　キキクル(大雨警報・洪水警報の危険度分布)等

キキクル等の種類と概要

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

(2)　キキクルの種類と概要

種　類	概　　要
土砂キキクル	・大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で１km 四方の領域(メッシュ)ごとに５段階に色分けして示す情報。 ・常時 10 分毎に更新しており、レベル３土砂災害警報やレベル４土砂災害危険警報等が発表されたときには、土砂キキクルにより、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。 ・「災害切迫」(黒)が出現した場合、土砂災害警戒区域等では、命に危険が及ぶような土砂災害が切迫しているか、すでに発生している可能性が高い状況となる。このため、避難にかかる時間を考慮して、60 分雨量及び土壌雨量指数の最大６時間先までの予測値を用いて「危険」(紫)、「警戒」(赤)、「注意」(黄)、「今後の情報等に留意」(無色)の危険度を表示。

防災気象情報の改定に伴う修正

【気象庁】

【恵庭市】

			大雨キキクル	・大雨に関する情報が発表された際に、危険度が高まっている地域を確認することができる情報。 ・大雨に関する情報が対象としている河川の氾濫の危険度（洪水キキクル）や短時間強雨による浸水害の危険度（浸水キキクル）を重ねて大雨キキクルとして新規表示。 ・洪水キキクルと浸水キキクルについて切替え表示で、洪水災害・浸水害それぞれの危険度の確認が可能。		
			浸水キキクル	・短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりを、地図上で 1km 四方の領域ごとに５段階で色分けして示す情報。 ・常時 10 分毎に更新しており、雨が強まってきたときや大雨特別警報・危険警報・警報・注意報が発表されたときに、どこで危険度が高まっているのかを把握することができる。 ・表面雨量指数の実況値や１時間先までの予測値を用いて５段階に色分け表示。		

			・「表面雨量指数がこの数値を超えると重大な浸水害がいつ発生してもおかしくない」という数値をレベル３大雨警報の基準として設定するなど、危険度を段階的に判断するための基準を設定。 なお、レベル４大雨危険警報は、発表対象となる格子を設定して運用。	
			洪水キキクル ・大雨による中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水災害発生の危険度の高まりを５段階に色分けして地図上に示したもの。 ・危険度の判定には３時間先までの流域雨量指数の予測値を用いて５段階に色分けし、河川の流路に沿って表示。	
3-13	(3)　水防活動用気象警報及び注意報 水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、大雨注意報・大雨警報・大雨特別警報、洪水注意報、洪水警報により代行する。		※削除	防災気象情報の改定に伴う修正 【気象庁】 【恵庭市】

	(4)　土砂災害警戒情報 大雨警報(土砂災害)発表後、命の危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となった時に、市町村長が防災活動・避難指示等を検討する際の判断の参考や、住民の自主避難の判断の参考となるよう、空知総合振興局と札幌管区気象台が共同で作成し、市町村等ごとに発表する。なお、これを補足する情報である気象庁の土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。	※削除	
3-14	(5)　指定河川洪水予報 河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川(以下、「洪水予報河川」という。)について区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。 恵庭市に対象区間を有する河川は千歳川で、札幌開発建設部と札幌管区気象台が共同で次の標題により発表する。	(3)　指定河川洪水予報 河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、気象庁は国土交通省または都道府県の機関と共同して、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位または流量を示した洪水の予報である。 恵庭市に対象区間を有する河川は千歳川で、札幌開発建設部と札幌管区気象台が共同で次の標題により発表する。	防災気象情報の改定に伴う修正 【気象庁】 【恵庭市】

種 類	標 題	概 要
洪水警報(発表)又は洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、急激な水位上昇 によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状

種 類	標 題	概 要
氾濫特別警報(発表)又は氾濫特別警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。
氾濫危険警報(発表)又は氾濫危険警報	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、急激な水位上昇 によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状

				況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。				況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。		
			氾濫警戒情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要がある警戒		氾濫警報(発表)又は氾濫警報	氾濫警戒情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要がある警戒		

			レベル３に相当。				レベル３に相当。	
	洪水注意報(発表)又は洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。			氾濫注意報(発表)又は氾濫注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。	
	洪水注意報(警戒情報解除)	氾濫注意情報(警戒情報解除)	氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、基準水位観測所の水位が避難判断水位を下回ったとき(氾濫注意水位を下回った場合を除く)、又は、氾濫警戒情報発表中に、基準水位観測所の水位の上昇が見込まれ			氾濫注意報(警戒情報解除)	氾濫注意情報(警戒情報解除)	氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、基準水位観測所の水位が避難判断水位を下回ったとき(氾濫注意水位を下回った場合を除く)、又は、氾濫警戒情報発表中に、基準水位観測所の水位の上昇が見込まれ	

			なくなったとき(氾濫危険水位に達したときを除く)ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。				
	洪水注意報解除	氾濫注意情報解除	基準地点の水位が氾濫注意水位を下回ったとき		氾濫注意報解除	氾濫注意情報解除	基準地点の水位が氾濫注意水位を下回ったとき
	(略)				(略)		
3-15	(8)　気象情報等 ア　早期注意情報(警報級の可能性) ５日先までの警報級の現象の可能性が［高］、［中］の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(石狩地方など)で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(石狩・空知・後志地方など)で発表される。大雨に関して、［高］又は［中］が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。				(8)　気象情報等 ア　早期注意情報(警報級の可能性) ５日先までの警報級の現象の可能性が［高］・［中］の２段階で発表される。当日から翌々日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(石狩地方など)で、３日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(石狩・空知・後志地方など)で発表される。大雨に関して、［高］又は［中］が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。		防災気象情報の改定に伴う修正 【気象庁】 【恵庭市】

	イ　北海道地方気象情報、石狩・空知・後志地方気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される情報。 ウ 台風に関する気象情報 北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表される情報。 エ 記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間　降水量）が観測　（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。 この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。 土砂キキクル（危険度分布）	イ　気象解説情報 気象上の状況や見通しを網羅的に解説するもので、「警報・注意報に先立って現象を予告し、注意を呼びかける」「警報・注意報等の発表中に、現象の経過、予想、防災上の留意点等を解説する」役割がある情報。 なお、気象解説情報には、対象となる地域による種類、対象となる現象による種類、発表形式による種類がある。 ウ　気象解説情報（台風第〇〇号） 台風に関し、日本に影響を及ぼすおそれがあるか、既に影響を及ぼしているときに発表する情報。 エ　気象防災速報 顕著な現象を速報的に伝える情報。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いている状況、またはその直前の予測がされた場合、「気象防災速報（線状降水帯発生）」「気象防災速報（線状降水帯直前予測）」をそれぞれ発表。 また、数年に一度しか起こらないような記録的な短時間の大雨を観測したときに、より一層の警戒を呼びかけるときには、「気象防災速報（記録的短時間大雨）」を発表。 オ　気象防災速報（竜巻注意/竜巻目撃）	

	ttps://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land 浸水キキクル(危険度分布) ttps://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund 洪水キキクル(危険度分布) https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood 内閣府 HP より 注）市町村が発令する避難指示等は、市町村が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。 オ 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に発表される情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨が発表される。	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報。	

	この情報の有効期間は、発表から概ね１時間である。		
3-17	２　防災気象情報の伝達系統 (略) (1)　特別警報・警報・注意報 (略)	２　防災気象情報の伝達系統 (略) (1)　特別警報・危険警報・警報・注意報 (略)	防災気象情報の改定に伴う修正 【気象庁】 【恵庭市】
3-19	(4)　土砂災害警戒情報	(4)　土砂災害危険警報	
	第４章　災害予防計画 (略)	第４章　災害予防計画 (略)	
4-37	第１５節　土砂災害予防計画 (略) ２　予防対策 (略) (1)　北海道 (略) エ　大雨による土砂災害発生の急迫した危険が高まったときに、市長が防災活動や市民等への避難指示等の発令を適時適切に行えるよう、また、市民の自主避難の参考となるように空知総合振興局と札幌管区気象台が共同で作成・発表する土砂災害警戒	第１５節　土砂災害予防計画 (略) ２　予防対策 (略) (1)　北海道 (略) エ　大雨による土砂災害発生の急迫した危険が高まったときに、市長が防災活動や市民等への避難指示等の発令を適時適切に行えるよう、また、市民の自主避難の参考となるように空知総合振興局と札幌管区気象台が共同で作成・発表するレベル４土砂	防災気象情報の改定に伴う修正 【気象庁】 【恵庭市】

	情報を、関係する市町村の長に通知するとともに、一般に周知するため必要な措置を講じるものとする。 （略） オ　土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定するものとする。また、避難指示等は、土砂災害の危険度分布（土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）及び土砂災害危険度情報）において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域等に発令することを基本とする。 （略）	災害危険警報を、関係する市町村の長に通知するとともに、一般に周知するため必要な措置を講じるものとする。 （略） オ　レベル４土砂災害危険警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定するものとする。また、避難指示等は、土砂災害の危険度分布（土砂キキクル）及び土砂災害危険度情報）において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域等に発令することを基本とする。 （略）	
4-38			
4-39	4　土砂災害警戒情報の伝達 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、市長が防災活動や市民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、市民の自主避難を支援することを目的とする気象情報のひとつであり、市町村単位で発表される。 なお、土砂災害警戒情報の連絡系統・情報提供は次のとおりである。	4　レベル４土砂災害危険警報の伝達 レベル４土砂災害危険警報は、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、市長が防災活動や市民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、市民の自主避難を支援することを目的とする気象情報のひとつであり、市町村単位で発表される。 なお、レベル４土砂災害危険警報の連絡系統・情報提供は次のとおりである。	

<table>
<tr>
<td></td>
<td>（略）

5　土砂災害警戒区域等にかかる市の防災対策について

（略）

(1)避難情報発表の基準

がけ崩れの発生は、一般的に一時間当たり雨量 20㎜ 以上、降り始めてからの雨量が 100㎜ 以上となったら危険性が増すと言われている。また、大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村に対しては、気象庁と北海道が共同で土砂災害警戒情報を発表することとなっている。以上のことから避難情報の発令を行う時期については、下表のとおりとする。

なお、巡回中の職員等が土砂災害の前兆現象を確認した場合は、下記基準によらず、直ちに避難情報の発令を行うものとする。

【避難情報の発令基準】

<table><tr><th>避難情報</th><th>基　準</th></tr><tr><td>［警戒レベル５］
緊急安全確保</td><td>１　「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる 警戒レベル５に相当
２　土砂災害の発生が確認された場合</td></tr></table></td>
<td>（略）

5　土砂災害警戒区域等にかかる市の防災対策について

（略）

(1)避難情報発表の基準

がけ崩れの発生は、一般的に一時間当たり雨量 20㎜ 以上、降り始めてからの雨量が 100㎜ 以上となったら危険性が増すと言われている。また、大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村に対しては、気象庁と北海道が共同でレベル４土砂災害危険警報を発表することとなっている。以上のことから避難情報の発令を行う時期については、下表のとおりとする。

なお、巡回中の職員等が土砂災害の前兆現象を確認した場合は、下記基準によらず、直ちに避難情報の発令を行うものとする。

【避難情報の発令基準】

<table><tr><th>避難情報</th><th>基　準</th></tr><tr><td>［警戒レベル５］
緊急安全確保</td><td>１　レベル５土砂災害特別警報が発表された場合
２　「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる 警戒レベル５に相当
３　土砂災害の発生が確認された場合</td></tr></table></td>
<td>4-40</td>
</tr>
</table>

［警戒レベル４］ 避難指示	１　土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報［土砂災害］）が発表された場合 ２　「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４　に相当 ３　土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発表された場合
［警戒レベル３］ 高齢者等避難	１　大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報）［土砂災害］が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル３相当情報［土砂災害］）となった場合 ２　大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合

（略）

［警戒レベル４］ 避難指示	１　レベル４土砂災害危険警報が発表された場合 ２　「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４　に相当 ３　土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発表された場合 ４　警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、接近・通過することが予想される場合 ５　警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合
［警戒レベル３］ 高齢者等避難	１　レベル３土砂災害警報が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル３相当情報［土砂災害］）となった場合 ２　警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、接近・通過することが予想される場合

		（略）	
	第５章　災害応急対策計画	第５章　災害応急対策計画	
	（略）	（略）	
5-20	第６節　避難対策計画 ３　災害発生情報及び避難指示等の周知 （3）避難指示等の基準 ア　高齢者等避難 人的被害の発生する可能性が高まった状況において、避難行動要支援者など避難行動に時間を要する者及び収容避難所までの距離が遠い者等に対して避難のための準備を呼びかけるもので、その基準は次によるものとする。 (ｱ) 河川が一定時間後に避難判断水位を超えて洪水となるおそれがあり、避難準備又は事前に避難させておく必要があると認められるとき。 (ｲ) 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報［土砂災害］）が発表された場合 (ｳ) 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切りかえる可能性が高い旨に言及されている場合 (ｴ) その他諸般の状況から、避難行動要支援者について避難	第６節　避難対策計画 ３　災害発生情報及び避難指示等の周知 （3）避難指示等の基準 ア　高齢者等避難 人的被害の発生する可能性が高まった状況において、避難行動要支援者など避難行動に時間を要する者及び収容避難所までの距離が遠い者等に対して避難のための準備を呼びかけるもので、その基準は次によるものとする。 (ｱ) 河川が一定時間後に避難判断水位を超えて洪水となるおそれがあり、 避難準備又は事前に避難させておく必要があると認められるとき。 (ｲ) レベル３土砂災害警報が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル３相当情報［土砂災害］）となった場合 (ｳ) 警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、接近・通過することが予想される場合	文書要務上の修正 【恵庭市】 防災気象情報の改定に伴う修正 【気象庁】 【恵庭市】

	準備又は事前に避難させておく必要があると認められるとき。 イ　避難指示 人的被害の発生する可能性がさらに高まった状況において、地域の居住者等に対して避難のための立退きを指示するもので、その基準は次によるものとする。 (ｱ) 河川が氾濫危険水位に達した場合。 (ｲ) 火災の同時多発により、生命に及ぼす危険が著しく大きいと予測されるとき。 (ｳ) 大噴火により、生命に及ぼす危険が著しく大きいと予測されるとき。 (ｴ) 大地震が発生し、建物の倒壊などのおそれがあるとき。 (ｵ) 土砂災害警戒情報(警戒レベル４相当情報[土砂災害])が発表された場合。 (ｶ) 土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等)が発見された場合。 (ｷ) その他、生命や身体を災害から保護するため必要と認められるとき。 ウ　緊急安全確保 命の危険が切迫しており、避難所への立退き避難をすること	(ｴ) その他諸般の状況から、避難行動要支援者について避難準備又は事前に避難させておく必要があると認められるとき。 イ　避難指示 人的被害の発生する可能性がさらに高まった状況において、地域の居住者等に対して避難のための立退きを指示するもので、その基準は次によるものとする。 (ｱ) 河川が氾濫危険水位に達した場合。 (ｲ) 火災の同時多発により、生命に及ぼす危険が著しく大きいと予測されるとき。 (ｳ) 大噴火により、生命に及ぼす危険が著しく大きいと予測されるとき。 (ｴ) 大地震が発生し、建物の倒壊などのおそれがあるとき。 (ｵ) レベル４土砂災害危険警報が発表された場合 (ｶ) 土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等)が発見された場合 (ｷ) その他、生命や身体を災害から保護するため必要と認められるとき。 ウ　緊急安全確保	

	がかえって危険である場合、直ちに安全確保させるもので、その基準は次によるものとする。ただし、必ず発令される情報とも限らず、また、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らないので、発令を待たずに避難しておく。 (ｱ) 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合(指定河川洪水予報の氾濫発生情報(警戒レベル５相当情報[洪水])、水防団等からの報告等により確認できた場合)。 (ｲ) 以下の状況になったと思われる場合。 (a) 水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位に到達した場合。 (b) 洪水の危険度分布で「氾濫している可能性(黒)」になった場合。 (c) 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂等により決壊の恐れが高まった場合。 (d) 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合。 (ｳ) 土砂災害の発生が確認された場合。 (ｴ) 大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル５相当情報[土砂災害])が発表された場合。	命の危険が切迫しており、避難所への立退き避難をすることがかえって危険である場合、直ちに安全確保させるもので、その基準は次によるものとする。ただし、必ず発令される情報とも限らず、また、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らないので、発令を待たずに避難しておく。 (ｱ) 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合(指定河川洪水予報のレベル５氾濫特別警報、水防団等からの報告等により確認できた場合)。 (ｲ) 以下の状況になったと思われる場合。 a 水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位に到達した場合。 b 洪水の危険度分布で「氾濫している可能性(黒)」になった場合。 c 堤防に異常な漏水･浸食の進行や亀裂等により決壊の恐れが高まった場合。 d 樋門･水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合。 (ｳ) 土砂災害の発生が確認された場合。 (ｴ) レベル５土砂災害特別警報が発表された場合。	